

小郡市都市計画マスタープラン改定業務委託仕様書

1 業務の名称

小郡市都市計画マスタープラン改定業務委託

2 業務の目的

小郡市(以下「本市」という。)は、都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(以下「都市計画マスタープラン」という。)を平成16年3月に策定し、まちづくりを進めているが、目標年次が令和2年となっているため、今回、その後の都市計画の基本的な方針を定めるものである。

近年、都市計画を取り巻く状況は、急激な人口減少及び高齢化の影響が大きく、今後これらを踏まえたまちづくりを進めていく必要がある。

また、都市計画マスタープランでは、「個々を育み共に創る生活緑園都市」を基本姿勢としており、都市公園の整備、都市緑化の基本的な考え方を検討し、実現化のための施策を体系的に位置付け、緑地の保全・創出を図る必要がある。

3 委託内容

【令和3・4年度】

- (1) 現行の都市計画マスタープランの実態把握と評価
- (2) 上位・関連計画の整理
- (3) 本市のまちづくりにおける現状・課題の把握
- (4) 本市における今後のまちづくり及び土地利用の方向性
(全体構想・地域別構想の作成)
- (5) 都市緑化の基本的な考え方及び実現化施策の検討
- (6) 住民意向の把握及び住民参加の実施
- (7) 会議の開催支援・打合せ協議の実施

4 成果品

【令和3年度】

- 業務中間報告書……………各2部
- ① 上記の電子データ……………各1部
 - ② 打合せ記録簿……………各1式

【令和4年度】

業務報告書…………… 2部

① 計画書（150頁程度） …… 2部

② 概要版（20頁程度） …… 5部

※①②電子データ含む

③ 打合せ記録簿…………… 1式

5 履行期間

契約の日から令和5年3月24日まで

6 その他

- (1) 受託事業者は、業務着手前に本業務にかかる作業方針を提示し、本市の承諾を得ること。
- (2) 受託事業者は、本業務に関する文献等の資料や実証段階から実用段階にある先端技術等の情報を常に収集し、十分な調査をすること。
- (3) 本市は、本業務に必要な資料を所定の手続きによって貸与する。
- (4) 受託事業者は、本業務の遂行に際し、技術論文等の文献その他の資料を引用した場合には、その出典を明記すること。
- (5) 受託事業者は、本業務で調査収集した文献等資料を本市に提出すること。
- (6) 本業務の必要な資料の収集に要する証明書、申請書等の交付は、受託事業者の申請による。

7 注意事項

- (1) 業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果物の不良箇所が発見された場合には、受託者は速やかに本市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行なうものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (2) 成果物の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。

8 その他の事項

この仕様書に定めのない事項並びに仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議する。